収　入 印　紙

コンテナ販売契約書

第１条（契約の範囲）

本契約は、株式会社　武蔵野貨物（以下、「武蔵野貨物」という。）が販売する２０FT、４０FT、４０FT（HC）の ISO ドライコンテナ、その他のコンテナ、及びコンテナに関連する部品（以下、「コンテナ等」という。）を対象とし、その詳細は見積書及び注文書に記載されていない限り、本販売契約書に記載されている条件が適用される。

第２条（支払方法）

購入者は、購入者及び武蔵野貨物が合意した金額を、コンテナ引き渡し前に、事前に下記の武蔵野貨物の口座に振込で行うものとする。

記

ゆうちょ銀行
（記号）１０３３０－（番号）７７２０５７５１
（口座番号）７７２０５７５
（店名）０３８（ゼロサンハチ）支店
普通口座
名義人：カ）ムサシノカモツ

第３条（引渡し）

見積書及び注文書に記載されていない限り、全てのコンテナは現状のままで販売され、購入者は武蔵野貨物の指定する場所でコンテナを引取るものとする。
但し、有償で武蔵野貨物が購入者の指定する場所まで届ける方法によることができる。

第４条（保障の範囲）

購入者は、コンテナの状態、利用可能性、商品性等、いかなる事項について、武蔵野貨物に責任を問わないものとする。
また、引き渡し後のコンテナによる、直接又は間接に起因する損害についても、武蔵野貨物は購入者に対して一切の責任を負わないものとする。

第５条（公租公課等の支払いについて）

購入者は、全ての税金、通行料、賦課金、関税等、名目の如何を問わず本販売条件によるコンテナの販売に関連して課される金銭について、支払いの責任を負い、武蔵野貨物に損害を与えないものとする。

第６条（契約不適合責任）

購入者は武蔵野貨物に対し、コンテナが契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償責任等、名目の如何を問わず、契約不適合責任を問えないものとする。

但し、契約不適合が、武蔵野貨物の責めに帰すべき事由により生じた場合にはこの限りではない。

第７条（手付金（保証金））

本販売契約に関して購入者が支払った手付金（保証金）は、武蔵野貨物に帰属するものとし、未払い残高の支払いを待たずに武蔵野貨物が使用することができる。

購入者が、見積書及び発注書に記載された条件の履行を怠った場合、武蔵野貨物は、手付金（保証金）を、購入者の武蔵野貨物に対する損害賠償の支払いに充当することができる。

第８条（免責）

武蔵野貨物は、本販売契約に基づいて生じた、逸失利益又は特別損害について責任を負わない。

但し、武蔵野貨物に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第９条（譲渡禁止）

購入者は、武蔵野貨物の書面による事前の同意なく、本販売契約及び契約に関連する権利や義務を第三者に譲渡することはできない。

第１０条（反社会勢力の排除）

１　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して催告することなく利用契約を解除することができるものとする。

（１）　暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、及びこれらに準ずる反社会的な集団（以下、「反社会勢力」）に属すると認められた場合

（２）　反社会勢力であることを標榜した場合

（３）　反社会勢力に対する資金や便宜の供与等で関与している場合、若しくは反社会勢力を利用した場合

（４） 反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合

（５） 自ら又は第三者を利用して、乙に対し暴力的行為、詐術、脅迫行為、不当要求行為、業務妨害行為等の違法又は不当な行為を行った場合

２　前項による解約により乙が損害を被った場合には、乙は甲に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。

なお、前項による解除により甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

第１１条（裁判管轄）

本契約につき紛争が生じた場合には、武蔵野貨物の本社所在地を管轄する裁判所を一審の専属合意管轄とする。

令和　　年　　月　　日

甲

住所

名称　　㊞

乙

住所　　埼玉県蓮田市根金 1555-1

名称　　株式会社　武蔵野貨物

代表取締役　大出　泰彦　　㊞